

江東区成年後見制度利用促進基本計画(素案)
(第二期：令和8年度～令和11年度)

江 東 区

目次

1	計画の策定にあたって.....	1
	(1) 計画の策定趣旨.....	1
	(2) 計画の期間.....	2
	(3) 計画の位置付け.....	2
2	江東区における成年後見制度を取り巻く現状.....	3
	(1) これまでの取り組み.....	3
	(2) 成年後見制度とは	4
	(3) 江東区における成年後見制度の利用状況.....	4
3	成年後見制度の課題.....	6
	(1) 権利擁護支援が必要な人の早期発見・支援.....	6
	(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備.....	6
	(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度.....	6
4	計画の基本的な考え方.....	7
	(1) 基本方針について.....	7
5	具体的な取り組み.....	8
	(1) 地域連携ネットワークの体制.....	9
	(2) 中核機関の役割の機能充実.....	10
	(3) 成年後見人等の養成・支援.....	11
	(4) 制度の周知・啓発.....	13
	(5) 制度の利用支援.....	14
6	計画の推進体制・進行管理.....	14
	(1) 計画の推進体制.....	14
	(2) 計画の進行管理.....	14
7	江東区成年後見制度利用促進協議会委員名簿.....	16
8	用語集.....	17

この「江東区成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」といいます。）第14条第1項に規定されている計画です。

1 計画の策定にあたって

【1】 計画の策定趣旨

(1) 第二期計画策定の背景

近年の人口減少や少子・高齢化、核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等を背景に、地域社会から孤立する人や身寄りのないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現が求められています。

地域共生社会は、すべての人が、障害の有無にかかわらず住み慣れた地域において、尊厳ある本人らしい生活が継続できるよう、社会全体で共に地域をつくることが求められています。

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害、その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、財産管理と身上保護の支援により、本人の地域生活を支える役割を果たしております。

第一期計画策定以降、さらに少子・高齢社会が進展し、単身世帯の増加等により、高齢者や障害者の単身世帯、高齢者のみの世帯、障害のある子と高齢者の親などの世帯が増え続けています。

また、認知症高齢者の増加、虐待や消費者被害等の権利侵害を受ける人や、身寄りがなく孤立する方、セルフネグレクトなど、生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、今後さらに課題が多様化することが想定されます。加えて、8050問題や心身の障害、ダブルケアなど、複合的な課題を抱え重層的支援が必要な世帯も増えています。

(2) 計画策定の目的

江東区においても少子・高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者や障害者

等の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、権利と尊厳を守るため、成年後見制度等権利擁護支援の必要性はますます高まっていくものと考えられます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民の権利を擁護する支援体制は重要な基盤となります。すべての区民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められます。

成年後見制度等の権利擁護支援の取組みを推進するために、制度の理解、啓発や地域連携ネットワークの強化等、成年後見制度等の権利擁護支援に関する施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することを目的とし第二期計画を策定します。

【2】 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間の計画とします。

【3】 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条第1項に規定する市町村の講ずる措置に基づき、策定するものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 国の動き

令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁

「護支援の推進～」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めることとしています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



〔出所〕第二期成年後見制度利用促進基本計画より

2 江東区における成年後見制度を取り巻く現状

【1】 これまでの取組み

江東区では、権利擁護センター事業を江東区社会福祉協議会に委託して実施しています。

江東区社会福祉協議会に設置された権利擁護センター「あんしん江東」は、これまで成年後見制度推進機関として、地域の関係機関・団体等のネットワークを活用して、成年後見制度の相談、利用支援、普及啓発に努めてきました。

地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援の推進を図るため、令和2年度に江東区成年後見制度利用促進協議会を設置し、令和3年度に江東区成年後見制度利用促進基本計画（第1期）を

策定しました。その後、同計画に基づき令和5年4月に中核機関を整備しました。

【2】 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等により物事を判断する能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が選任した後見人、保佐人や補助人（以下「後見人等」といいます。）が、本人の意思を尊重しつつ、契約や財産管理、身上保護を行うことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

【法定後見制度】

法定後見制度については、本人の判断する能力が支障される度合いが重いものから順に、後見、保佐、補助の3つの類型があります。いずれも、制度の利用開始にあたり家庭裁判所に申立てを行う必要があります。

どの類型に該当するかは、ご本人の状況、主に医学的な見地から家庭裁判所が決定します。

【任意後見制度】

任意後見制度とは、判断能力が十分にある方が、将来、その力が十分ではない状況になった時に備えてあらかじめ公正証書で任意後見人となる予定者と任意後見契約を結んでおき、判断能力が十分でない状況になった時に、その契約に基づき任意後見人が本人を支援する制度です。

任意後見制度においては、任意後見人を監督する任意後見監督人が必ず選任され、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、その審判を受けたときから、契約の効力が生じます。

【3】 江東区における成年後見制度の利用状況

（1） 区長申立てに関する事務

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律に基づき、福祉を図るため特に必要があると認められるときは、区市町村長は、家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

区長申立てが必要な場合には、申立会議を開催し、区長申立ての要否、申立類型（後見・保佐・補助）、後見人候補者（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、申立費用の求償、財産の保全処分等の検討を行い、家庭裁判所へ審判の申立てを行っています。

相談件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
福祉サービス総合相談	10,593	10,724	11,369	11,377
成年後見制度に関する相談	102	126	155	145
日常生活自立支援事業契約数	116	123	129	130

成年後見等区長申立件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
区長申立件数	66	95	118	114

（２） 後見等報酬助成に関する事務

高齢者、知的障害者及び精神障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、福祉の増進を図ることを目的として、後見人等への報酬を負担することが困難な低所得者に対し、後見開始の審判申立費用、後見人の報酬に係る費用を助成しています。

成年後見人等報酬助成件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
報酬助成件数	60	65	67	80

成年後見等開始審判申立費用助成件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立費用助成件数	1	3	1	3

3 成年後見制度の課題

【1】 権利擁護支援が必要な人の早期発見・支援

区は、成年後見制度の周知を行っておりますが、これまで以上に制度の周知・啓発に努めていくことが重要と考えています。また、認知症や知的障害、精神障害等により、本人の判断する能力が十分でなく、自ら支援を求められない人を適切な支援につなげていくためには、身近な親族や地域住民、福祉関係者、医療関係者に、権利擁護支援についての理解を深めていただき、早めに本人の変化を捉えて、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援につなげていくことが大切です。

【2】 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断する能力が十分ではない方を取り巻く課題が深刻化する前に、早期の段階から権利擁護支援の必要性を見極めて相談・支援につなげていくためには、支援のニーズや課題に気づきやすい介護事業者や、障害福祉サービス事業者が、長寿サポートセンター等と緊密に連携することが大切です。そして、権利擁護支援にあたっては、専門的判断も重要となるため、権利擁護センターや、後見人等として現場を支えている、弁護士・司法書士・社会福祉士のような専門職団体や、関係する庁内各課とも連携を図りながら、幅広い相談体制の充実に取り組む必要があります。

【3】 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度

判断する能力が十分でなくても、その意思が尊重され、自分らしく生活できるよう本人を支援していくのが、後見人等の役割です。そのため、後見人等にとって、財産管理も重要ですが、本人の意思決定を支援しながらその

人の生活を支援していく身上保護の事務もとても重要です。

財産管理も、ただ本人の財産を使わず、大事に守って維持していくということではなく、本人の意思決定を支援しながら、本人のために適切に財産を活用していくことが重要になっています。

後見人等がこのような後見事務を継続的かつ安定的に行っていくためには、地域で後見人等を支援する体制を構築する必要があります。

4 計画の基本的な考え方

【1】 基本方針について

(1) 区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律では、高齢者、障害者等の福祉を図るために特に必要があるときは、首長申立てができるとされております。

特に、高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に首長申立てをするものとされております。

また、財産上の不当取引の被害を受け、又は被害を受けるおそれのある高齢者・障害者についても、同様の対応が求められております。

成年後見制度を必要とする人が必要な時に利用できるようにするため、成年後見制度利用支援事業の周知を図り、首長申立てを適切に実施していきます。

(2) 担い手の確保・育成等の推進

中核機関の整備により権利擁護支援のニーズが顕在化しており、また認知症高齢者も増加しており、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増しております。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等の選任、交代ができるよ

うにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。

そのため、専門職後見人、市民後見人、法人後見等の育成等を推進していきます。

その際、成年後見制度の利用者が、認知症、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会への参加ができるようにする取り組みも推進していきます。

(3) 意思決定支援の浸透

成年後見制度の発足以来、財産管理の面が重視され、本人の意思尊重の視点が充分ではないと指摘されることがありました。そのため、今後、成年後見制度の利用促進を図るためには、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点を重視していく必要があります。

意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適切な時期に適切につなぐことができるようになるほか、本人の自己決定の尊重や本人の意思や価値観を適切に反映できるようにになると考えます。

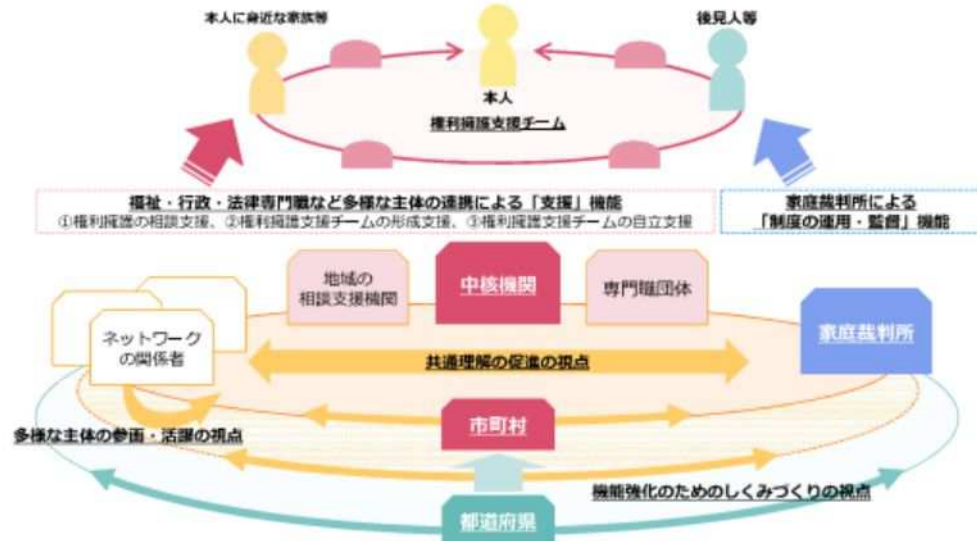
尊厳ある本人らしい生活を継続することができる社会の実現のため、区や関係者が連携して本人の特性に応じた意思決定支援の浸透に努めていきます。

5 具体的な取組み

成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の充実を図っていくためには、「地域連携ネットワーク」の充実が重要です。これは、地域住民と区内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等の分野を超えた多職種が有機的に連携する権利擁護の支援体制のことをいいます。区は、この地域連携ネットワークに関して、今後、次のような役割を念頭に整備し、成年後見制度の利用促進に努めていきます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



【１】 地域連携ネットワークの体制の推進

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うチームとされ、区では、サービス担当者会議などの既存の会議体を活用し、「支援チーム」を構成しています。

また、この「支援チーム」を活用することで、本人の状況に応じ、後見等開始前においては、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者が、後見等開始後は、これに後見人が加わって対応する仕組みを担っていきます。

イ 協議会

成年後見にかかわる法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による江東区成年後見制度利用促進協議会を設け、専門職団体や関係団体との連携の強化を図り、個別の支援を通じて得られたノウハウの共有や支援内容の妥当性の検討などを行います。

ウ 中核機関

江東区では、令和5年4月に中核機関の機能を整理し、区と権利擁護センターとが分担して中核機関の機能を担っております。中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。

地域連携ネットワークの機能強化に向けた取組

専門職後見人、市民後見人、法人後見等の担い手が地域で活躍できるための支援を行うとともに、後見人等が選任された後も継続的な見守りと、必要に応じた支援を行うことで、後見人等が活動しやすい環境を整えます。

また、後見人等の参画した「支援チーム」が、意思決定支援に取り組めるよう、意思決定支援の重要性や考え方などについて、継続的な普及・啓発を図ります。

【2】 中核機関の役割の機能充実

（1）広報

専門職や関係団体などのみならず、区民に広く成年後見制度の理解を深めていただくため、中核機関は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体、医療機関、金融機関、民生委員、児童委員、自治町会等と連携し、成年後見制度（法定後見及び任意後見）に関する案内パンフレットの作成や配布、広報紙などを活用した情報提供、研修会やセミナーの開催などを行い、地域における効果的な広報活動を推進します。

（2）相談支援

成年後見制度の利用促進を図る上で、成年後見制度の利用に関する相談支援の充実は重要です。中核機関は成年後見制度の利用が必要な人や制度の利用を検討している人などからの相談を受け、申立てへの支援を行います。

また、区長による審判請求の申立てを行う場合を含め、権利擁護支援が

必要なケースについて、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所などの身近な相談支援窓口からの相談に応じ、情報を集約するとともに、後見申立ての必要性の判断に迷う場合や多角的に検討が必要な場合などは、弁護士、司法書士、社会福祉士、高齢者支援機関、障害者支援機関などを交えたメンバーによる権利擁護支援方針検討会議（以下「アドバイザリー会議」といいます。）を開催し、適切な支援内容に関する検討及び本人の見守り体制を含め、後見等開始後の支援のあり方についての検討を行います。

その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、後見類型だけではなく、保佐や補助類型の積極的な利用や任意後見の利用の可能性も考慮することとします。

（３）受任者調整

個別のケースについての「申立会議」、「アドバイザリー会議」を活用し、本人の状況に応じて、後見受任者の調整を行い、家庭裁判所に後見人候補者を推薦する役割を担います。親族や市民後見人を後見人候補者とする場合は、後見人を支援する体制についても併せて検討し、必要な調整を行います。

また、申立手続の際に必要な診断書や鑑定書の作成が困難な場合は、対応可能な医療機関などとの連携も担います。

【３】 成年後見人等の養成・支援

（１）担い手の確保・育成等の推進

区では、権利擁護センターにおいて、平成２８年度から市民後見人養成講座を開催し、２９名が修了いたしました。修了生のうち希望する者は、日常生活自立支援事業の生活相談員として活動を行っています。

令和７年３月３１日現在、延べ１８名の方が東京家庭裁判所から市民後見人として選任されています。

権利擁護センターでは修了生を対象にフォローアップ研修を実施すると

ともに、後見登録メンバー連絡会を開催し、メンバー相互の交流を行っております。

今後は、市民後見人が成年後見制度の担い手という観点だけでなく、地域共生社会の実現に向け、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護にかかわる活躍ができるよう人材の育成支援を行っていきます。

【市民後見人に関する講座の実績】

講座名等		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
養成講座	回数	—	—	1	1
	参加人数	—	—	1 5 1	1 5 7
フォローアップ研修	回数	4	2	3	3
	参加人数	1 2	1 0	9	1 4

【市民後見人の養成状況の実績】

内容	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
後見支援員登録者数	1 5	1 4	1 7	2 0
後見人等の受任者数	3	7	7	3

【法人後見人の受任実績】

内容	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
法人後見受任件数	1	1	1	1
法人後見監督人受任件数	3	6	6	2

(2) 後見人支援

中核機関は、親族後見人や市民後見人などの日常的な相談に応じるとともに、家庭裁判所への定期報告書類の作成支援を行います。また、後見人と本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者が協力して支援を行えるように関係者に働きかけ、後見人を含めた新たな「支援チーム」づくりを行うとともに、「支援チーム」内の連携が円滑に行われているかなどの状況を把握し、必要に応じて「支援チーム」に助言などを行います。

また、様々なケースにおける対応などの情報を蓄積するとともに、それらの蓄積をもとに、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われているか定期的に状況を把握します。本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続している場合などは、アドバイザー会議などを活用して、新たな後見人候補者を推薦するなど家庭裁判所との連絡調整を行います。

【4】 制度の周知・啓発

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方に、家庭裁判所への申立てにより成年後見人等を選任され、財産管理や介護・福祉サービスの利用契約を支援する制度ですが、その認知度は半数程度に留まっております。（令和5年 江東区高齢者生活実態等調査）

また、成年後見制度は判断能力が十分ではなくなった場合に利用できる制度ですが、認知症になったら必ず成年後見人をつけないといけないといった誤解もあります。

成年後見制度の理解が深まり、成年後見制度を利用したい人が、利用したい時に利用できるように、成年後見制度の周知・啓発に努めます。

① 区民への周知・啓発

区報や区ホームページのほか、パンフレット作製・配布、研修会・セミナーの実施など、様々な機会や手段を通じて、情報発信、情報提供を行います。

② 関係者への周知・啓発

地域連携ネットワークを活用し、判断能力が不十分な方と接する機会が

多い福祉・医療・地域の関係者等を対象に、研修会やセミナー等を開催することにより、制度への理解を深めてもらうとともに、支援が必要な人の早期発見につなげ、必要な医療、介護等を受けられるようにします。

【５】 制度の利用支援

制度の利用ができずに適切な支援が受けられないことがないよう、身寄りが無い等で申立てが困難な場合に区長申立てを行うとともに、報酬助成を行うことにより、制度の利用が図られるよう支援します。

① 区長申立ての実施

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合には、区長申立てを行うとともに、区長申立てに必要な手続きに要する費用を区が負担することにより、制度の利用が図られるよう支援します。

② 申立費用助成及び成年後見人等への報酬助成

成年後見等を申し立てる際の費用及び成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合には、区は一定の要件のもと助成を行います。

6 計画の推進体制・進行政管理

【１】 計画の推進体制

本計画は、区と社会福祉協議会で運営する中核機関を中心に推進していきます。地域連携ネットワークを活かし、江東区成年後見制度利用促進協議会に参画している関係機関・団体等と協力・連携し取り組んでいきます。

その他、地域共生社会の実現のために、地域で活動している団体等とも協力・連携し、成年後見制度等の権利擁護支援の必要性を区民に正しく周知し、活動する方のすそ野を広げて、地域全体で支援できるよう取り組んでいきます。

【２】 計画の進行政管理

計画のPDCA（計画、実行、評価、見直し・改善）サイクルを実行し、より効果的に施策を推進していく必要があることから、江東区成年後見制度利用促進協議会の中で、中核機関の取組みを報告し、各施策の有効性や今後の事業の方向性などについての意見・助言等を得て進行管理を実施していきます。

※ 成年後見制度の見直し

令和7年11月現在、国の法制審議会 民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しにむけた検討が行われています。成年後見制度が改正された場合には、江東区報、ホームページ等により、周知します。

7 江東区成年後見制度利用促進協議会委員名簿

(敬称略)

職種等	氏 名	備 考
弁護士	吉野 智	会 長
司法書士	海保 祐子	
医 師	岡本 克郎	副会長
社会福祉士	後藤 哲男	
高齢者支援機関	荒崎 建二郎	
障害者支援機関（知的）	原 隆典	
障害者支援機関（精神）	齋藤 栄一	
民生委員	杉岡 秀子	
成年後見制度推進機関	伊東 直樹	
福祉部長	岩井 健	
福祉課長	大町 里砂	
地域ケア推進課長（～R7.7.31）	瀧川 久輝	
地域ケア推進課長（R7.8.1～）	荒井 隼也	
障害者支援課長	工藤 充	
保健予防課長	吉川 秀夫	

8 用語集

◎ 成年後見制度の概要

		補助	保佐	後見
要件	対象者 判断能力	精神上の障害により 事理を弁識する能力 が不十分な者	精神上の障害により 事理を弁識する能力 が著しく不十分な者	精神上の障害により 事理を弁識する能力 を欠く常況にある者
開始の 手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、任意後見人受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長		
	本人の同意	必要	不要	不要
同意権・ 取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定 の法律行為」	民法第13条第1項各号 所定の行為、同意権の 範囲拡張の審判を受けた 行為	日常生活に関する行為 以外の行為
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定 の法律行為」	同左	財産に関するすべての 法律行為
	本人の同意	必要	必要	不要

◎ アドバイザリー会議

アドバイザリー会議は、江東区成年後見制度利用促進協議会の小委員会として、介護支援専門員や相談支援専門員から、今後の支援として日常生活自立支援事業の利用か成年後見制度の利用が良いのか入口支援に関する相談のほか、支援に行き詰まりが生じた際の今後の支援方針について、支援者も参加して法律職、福祉職と共に協議を行い、多角的なアドバイスを受けることができる機会となっています。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（案）

発行年月日　：　令和８年３月　印刷物登録番号　（）

編集発行　　：　江東区福祉部地域ケア推進課

〒１３５－８３８３

江東区東陽４－１１－２８

電話（３６４７）９１１１（大代表）